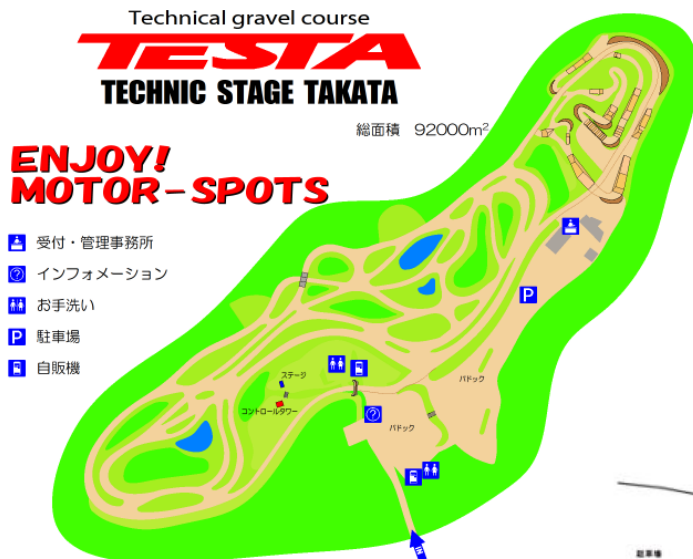


2011年JMRC中国ジュニアダートトライアルシリーズ

統一規則



| | | | |
|-----|--------|------------------|-------|
| 第1戦 | 5月29日 | コルトモータースポーツクラブ広島 | (タカタ) |
| 第2戦 | 7月24日 | スポーツカークラブ山口 | (楠) |
| 第3戦 | 9月4日 | チーム. エトワール | (タカタ) |
| 第4戦 | 10月9日 | チームテストスポーツ | (タカタ) |
| 第5戦 | 10月23日 | ミネレーシングスポーツクラブ | (楠) |

〈公示〉

本シリーズの競技会は、社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠した日本自動車連盟の国内競技規則とその付則、スピード行事競技開催規定、本シリーズ統一規則および各競技会特別規則に従って開催する。

第1条 シリーズの名称

JMRC中国ジュニアダートトライアルシリーズ 第____戦

競技会の名称 _____

第2条 競技会の格式

各競技会の特別規則書に明記する。

第3条 競技会の種目

ダートトライアル

第4条 開催日およびオーガナイザー

| | | |
|-----|--------|--|
| 第1戦 | 5月29日 | コルトモータースポーツクラブ広島 (タカタ) 〒739-0323 広島県広島市安芸区中野東6-6-8 平原 和幸 TEL 090-3745-3876 |
| 第2戦 | 7月24日 | スポーツカークラブ山口 (楠) 〒747-0053 山口県防府市開出本町1-1 株三崎 内 TEL 0835-22-5508 |
| 第3戦 | 9月4日 | チーム. エトワール (タカタ) 〒791-1121 愛媛県松山市中野町甲66-3 ETOILE 事務局 小清水 昭一郎 TEL 089-963-3884 |
| 第4戦 | 10月9日 | チームテストスポーツ (タカタ) 〒731-5102 広島県広島市佐伯区五日市町石内1638-2 TTS事務局 梶岡 悟 TEL 082-929-0888 |
| 第5戦 | 10月23日 | ミネレーシングスポーツクラブ (楠) 〒755-0025 山口県宇部市野中4-5-2 オートサロンみよし内 MRSCダートラ運営事務局 三好 瑛二 TEL 0836-31-4741 |

第5条 開催場所

テクニクスステージタカタ (広島県安芸高田市高宮町)

楠ハイランドパーク (山口県宇部市西吉部高丸)

第6条 競技会役員および競技役員

各競技会の特別規則に記載する。

第7条 競技タイムスケジュール

各競技会の特別規則に記載する。

第8条 参加資格および競技運転者

本シリーズ競技会の参加者は、JAF発給の有効な国内競技参加者許可証の所持者でなければならない。

ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。

競技運転者は、本人に対する競技中の死亡に対して有効な保険の加入者又は、有効なJMRC共済(他地域含む)加入者に限る。なお、大会受付時にそれらを提示できること。

競技運転者は有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の国内競技運転者許可証の所持者であること。

但し、以下の場合にはシードクラスでの出走とし、その他の選手はシードクラスへのエントリーは出来ない。

①2011年国際競技運転者許可証所有者

②2009年～2010年までの各地区地方選手権以上で各クラスのチャンピオンの選手が出走するとき。

他のカテゴリーにも適用する。(ラリーのナビゲータは除く)

③2010年各地区地方選手権以上で各クラスの年間ポイントでの3位以内の選手が出走するとき。

他のカテゴリーにも適用する。(ラリーのナビゲータは除く)

その他参加制限

①2010年本シリーズクローズドクラスの年間ポイントでの1位の選手は本年のクローズドクラスへの参加は認めない。

②競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット員が20才未満であるときは、国内競技規則4-14. 4)および4-15. 3)に準ずること。

第9条 参加制限

①全クラスを通じて参加台数を制限する場合は特別規則書にて通知する。

②1つの競技会では、同一選手は、車両1台1クラスしか参加出来ない。

シリーズ途中での車両、クラスの変更は自由とする。

③参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型式でなく、通称名)を入れること。

例:〇〇スポーツランサー、××商会シビツク 等

参加申し込みが定員を越え運営に支障を来す場合には、過去の戦歴を参考にしてオーガナイザーにて選考する場合がある。

第10条 参加車両

本競技会に参加を許される車両は、下記車両である

①2011年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定及び第3編スピード車両規定に合致した車両とする。

※Nクラスは第3編スピード車両規定第3章スピードN車両規定のみを適用する。

②2002年JAF国内競技車両規則第2編登録番号標付車両規定、第3編ラリー車両規定及び第4編スピード車両規定 第2章スピード車両(A車両)規定に合致した車両とする。

③すべての車両は6点式以上のロールゲージの装着を義務づける。

④グルーピングを含む特殊加工を施したタイヤ及び、スパイクタイヤの使用を禁止する。

⑤シートベルトについては当該年 国内競技車両規則 第4編 付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要項」に従った4点式以上のシートベルトを使用すること。

第11条 競技区分

| | |
|-------|-------------------------------------|
| N-I | 1600cc以下の4WDのN車輛および2WDのN、PN車輛 |
| N-II | 1600cc以上の4WDのN、PN車輛 |
| R-I | N、PN車輛以外の全ての2WDの車輛 |
| R-II | N、PN車輛以外の全ての4WDの車輛 |
| クローズド | 車両による区分はしない。 |
| シード | 車両による区分はしない。(地方選手権と同日開催される場合は設定しない) |

第12条 参加料

参加料は次の通り 1名 8000円
但しシードクラス出走者は4000円とする。

第13条 参加申込

各競技会毎に、締切日必着で持参又は郵送のこと。
当日エントリー及び電話による申込は受け付けない。
申し込みには 参加申込書 参加料を必要とする。

第14条 参加受理と参加拒否

- ①組織委員会は参加申込者に対して、理由を示す事無く、参加拒否又は賞典外での出走指示をする権限を有する。
- ②参加拒否された申込者には事務経費1000円を差し引いた参加料を返金する。
又、賞典外での出走指示された申込者には参加料の差額を返却する。
- ③受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- ④参加受理の通知は行わない。不受理の場合のみ通知する。参加申込書発送の証明は、受理の証明として認められない。
- ⑤締切日以降の申込、参加申込書の記入漏れ等は参加を拒否する場合がある。

第15条 参加者の遵守事項

- ①全ての参加者およびドライバーは明朗かつ公正に行動し、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- ②参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場内において、神経作用に影響を及ぼす薬物を使用したり、飲酒をしてはならない。
- ③参加者はオーガナイザーや競技会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ④ドライバーは競技中に、ヘルメット、指先まで完全に覆う手袋、レーシングスーツの着用を強く推奨するが、レーシングスーツを着用しない場合、長袖・長ズボンを着用すること。
- ⑤競技長は競技開始前に、競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
参加者はブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。
- ⑥パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- ⑦エンジン始動中にジャッキアップを行う場合はリジッドジャッキ(通称ウマ)を用い、ドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- ⑧パドック内で給油する場合は、消火器を備えて行うこと。
- ⑨競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について(社)日本自動車連盟(JAF)をはじめ、競技関係者(団体および個人)の方々に対していかなる責任も追及しないこと。
- ⑩参加者およびドライバーなどのチーム関係者は、当該シリーズに関わる全ての法規および本統一規則、オーガナイザー発行の特別規則を遵守する責任を有する。
- ⑪参加者およびドライバーなどのチーム関係者は、オーガナイザーおよび競技会審査委員会によって事情聴取を受けた

場合は、指示があるまで会場を離れないこと。

第16条 車両検査

①参加受付後出走可能な状態で車両検査を受けなければならない。

車両検査を受けない車両又は、競技に不適切と判断された車両は競技に参加できない。

②技術委員長は、車両の改造や安全性等について不適切と判断した箇所の修正を命ずる事が出来る。

修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。

③ドライバーが競技中に携行もしくは着用しなければならない物として、車両検査の際技術委員によって点検を受けるものはつぎの通りである。

・競技運転者許可証(健康管理カードを含む)

・運転免許証

・N、SAクラスについては、車検証および改造車検を取得した車両はその関係書類。

・ヘルメット 2011年国内競技車両規則・第4編 付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」に従うこと

④ゼッケンはオーガナイザーの指定したものを使用する。

ゼッケン番号は過去の成績等を考慮し、競技会事務局長が決定する。

第17条 車両変更

参加車両の変更は、受付終了時間までに、同一部門同一クラス内においてのみ、競技会審査委員会の承認をもって認める場合がある。

第18条 慣熟歩行または走行

各競技会毎に特別規則にて定める。

第19条 競技方法

①出走は原則としてゼッケン順に行う。

②参加者は自転車スタート5分前迄に出走可能な状態で待機位置に待機すること。

③スタートは、スタート位置にエンジンを始動させた状態で待機しスターターの合図にてスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。

④前走車トラブル等による再出走はオフィシャルの指示に従うこと。

⑤競技車がフィニッシュラインを通過して、競技車に対してチェッカーフラッグが振られた時点で競技が終了する。

第20条 信号合図

競技中コース委員より示される信号合図は以下の通り。

日章旗 : スタート

黄旗 : パイロンタッチ・パイロン転倒

黒旗 : ミスコース・ショートカット

赤旗 : 危険あり。直ちに停止せよ。

緑旗 : コースクリア

チェッカー旗 : フィニッシュ

第21条 ペナルティ

①スタート合図後速やかにスタートラインを通過しない車両は非発走車両とみなし当該ヒートは無効とする。

②ミスコース、ショートカット、ゴール後の一時停止線無視を、コースオフィシャルが判定した場合当該ヒートは無効とされる。

③競技中は運転席の窓ガラス及びサンルーフ(スバルインプレッサのルーフベンチレーションはサンルーフとみなす。)を閉めず走行した場合、当該ヒートは無効とする。

④コース上の指定パイロンに対し、移動又は転倒と判定された場合、一個につき5秒を走行タイムに加算する。

⑤走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を受けた場合、当該ヒートの競技は無効とされる。

第22条 計時

- ①計時は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時点から開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- ②計測は、自動計測装置または2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測装置の場合は1/100秒以上まで計測し、その測定結果を成績とする。
ストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第23条 順位認定

- ①1台につき2回の走行を行い、ベストタイムをもって成績とする。但し本統一規則第27条が適用された場合はこの限りでない。
- ②ベストタイムが同じ場合の順位決定は、下記の順位で決定する
 - a. セカンドタイムの良好な順
 - b. 排気量の小さい順
 - c. 競技会審査委員会の決定による。

第24条 抗議

- ①参加者は自分が不当に処遇されていると判断するとき、これに対し抗議する権利を有する。
但し、本統一規則に規定された参加拒否または審査委員会の決定に対する抗議は受けられない。
- ②抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記して、一件につき抗議料20,300円を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。競技長が不在の場合は競技会事務局長に提出することができる。

第25条 抗議制限

- ①競技参加者、競技運転者の参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議は、その競技のスタートの1時間前までとする。
- ②ハンディキャップまたはヒートの構成に対する抗議はその競技のスタートの1時間前までとする。
- ③自己の車両に関する技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- ④競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議はその競技終了後30分以内とする。
- ⑤競技の順位に関する抗議は、その成績発表後30分以内とする。

第26条 抗議の裁定

- ①競技会審査委員会の裁定結果は、関係当事者にのみ口頭で通知される。
- ②抗議が正等と裁定された場合、抗議料は返却される。
- ③車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者の負担とする。
金額は競技会技術委員長が算定する。

第27条 競技会の中止、延期、又は短縮

保安上又は不可抗力による特別の事情があるときは、競技会審査委員会の決定に於いて、競技会の中止、延期、又は走行距離もしくは回数を短縮する場合がある。

第28条 損害の補償

- ①参加者は競技中の事故等により第三者に損害を与えた場合、各自が自己の責任に於いて一切を解決しなければならない。
- ②JAF、オーガナイザー、競技会役員は競技運営に最大の努力を尽くすことは勿論であるが、参加者自身あるいは参加者が他に及ぼしたいかなる損害に対しても、一切の補償責任を負わない。

第29条 規則の解釈

本統一規則及び本競技会に関する諸規則や公式通知の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てが出来る。質疑に対する回答は競技会審査委員会の解釈または決定を最終とし、関係当事者に口頭で通知される。

第30条 公式通知

本統一規則に記載されていない競技運営に関する実施細則、及び参加者に対する指示事項は公式通知にて示される。

第31条 賞典

①各競技会毎の賞典

各競技会の特別規則に明記する。

②シリーズランキング

シリーズの上位入賞者にシリーズポイントを与え、5戦中4戦の合計ポイントにてシリーズランキングを決定する。

与えられるポイントは下記の通りである。

| | | | | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
| ポイント | 20 | 15 | 12 | 10 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 | 1 |

- ・F地区以外の地域にスポーツ資格登録してある選手が上位に入賞した場合その選手にはポイントは与えない。
- ・その際F地区に選手登録をしている選手の順位繰り上げは行わない。
- ・Rクラスにおいて西日本フェスティバルに参加する権利を与えるが、参加車両については規則により参加できない場合がある。

シリーズ事務局

JMRC中国ダートトライアル部会 事務局

〒738-0034

広島県廿日市市宮内1450

ボディショップイワネ内 岩根 つもる

TEL 0829-39-0590

FAX 0829-39-0590